



中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画

平成 1 7 年 4 月
中小企業政策審議会
企業制度部会

- 目 次 -

総 論	3
1. 中小企業をめぐる環境の変化.....	3
2. 中小企業の会計の質の向上の必要性	3
3. 「中小企業の会計」の策定の背景	3
4. 「中小企業の会計」の普及に向けた取組	4
(1) 中小企業庁による取組	4
(2) 中小企業大学校における取組	4
(3) 中小企業関係団体における取組	4
5. 「中小企業の会計」の普及に向けた取組の成果.....	5
6. 今後の課題.....	5
7. 推進計画の目標.....	6
第1章 「中小企業の会計に関する指針」の策定	7
1. 「中小企業の会計」の統合	7
(1) 「中小企業の会計」の統合	7
(2) 政府系金融機関による「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の重要性の確認	7
(3) 中小企業関係団体による「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の重要性の確認	7
2. 「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の将来の見直し.....	8
3. 国際会計基準における中小企業向け基準設定の検討への対応.....	8
第2章 「中小企業の会計」の普及・理解	9
1. 「中小企業の会計」を紹介するパンフレットの配布を拡大する	9
(1) 「中小企業の会計」の配布体制の拡充	9
(2) パンフレット内容の充実	10
(3) 民間金融機関を通じた配布の促進.....	10
(4) ウェブサイトを通じた効率的な配布体制の整備	10
(5) ウェブサイト等を通じた配布場所の紹介	10
2. 中小企業を対象にしたセミナーの拡充.....	10
(1) セミナー等における「中小企業の会計」の説明の拡充	11
(2) 中小企業基盤整備機構における研修実施の支援	12
(3) 中小企業大学校における中小企業向け研修等の拡充.....	13
(4) 中小企業大学校における支援者向け講座の新設	13
(5) 中小企業関係機関における相談・指導事業に際しての普及の徹底	13

(6) 情報の一元的提供	13
3 . 中小企業を対象にした支援策における普及.....	13
(1) 中小企業庁による支援策における普及	13
(2) 各都道府県による支援策における普及	14
(3) 中小企業基盤整備機構による高度化事業貸付等に際しての普及.....	14
(4) 商工会議所・商工会による支援に際しての普及	14
(5) 中小企業団体中央会による支援に際しての普及	14
(6) 中小企業再生支援協議会における支援に際しての普及	14
4 . 関係機関・団体における支援者研修の充実.....	14
(1) 中小企業関係機関における担当者研修の強化.....	15
(2) 中小企業基盤整備機構における研修実施の支援	16
(3) 情報の一元的提供	16
(4) 「中小企業の会計」に関するアンケート調査の実施	16
第3章 「中小企業の会計」の作成	17
1 . 「中小企業の会計」に沿った計算書類の作成支援.....	17
(1) 税理士による支援の強化	17
(2) 公認会計士による支援の強化.....	17
(3) 中小企業診断士による支援の強化.....	17
2 . 中小企業関係者を対象にした相談・助言	17
(1) 商工会議所・商工会	17
(2) 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会	17
(3) 全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会	17
第4章 「中小企業の会計」の活用.....	19
1 . 政府系金融機関における活用促進.....	19
(1) 中小企業金融公庫による取組.....	19
(2) 国民生活金融公庫による取組.....	19
(3) 商工組合中央金庫による取組.....	19
2 . 信用補完制度における活用促進	19
3 . 民間金融機関における活用促進	19
4 . パンフレット・ウェブサイト等による情報の一元的提供.....	20
5 . データベースの構築と活用	20

総論

1. 中小企業をめぐる環境の変化

中小企業をめぐる金融環境や取引環境は、近年、大きく変化している。固定的な融資関係は崩れつつあり、貸し手である金融機関においては、企業の経営状況・将来性に応じた融資の必要性が唱えられる中、各種の金融関連法制・手法が整備されつつある。一方、取引の範囲が拡大し、国境を越えたモノや情報の取引が活発に行われる中、あらゆる企業にとって国内のみならず海外企業との競争を意識し、既存の市場に満足することなく新たな分野を開拓することが必要となっている。

2. 中小企業の会計の質の向上の必要性

こうした経済構造の変化の中で、中小企業が資金調達先や取引先の信頼を得ていくためには、質の高い計算書類を整備し、それを積極的に開示することが必要となっている。質の高い計算書類を整備することは、そもそも、中小企業が自らの経営実態をより正確に把握することにより、事業の効率化や経営基盤の強化に向けた方針を見極めるために不可欠である。こうした考え方は多くの中小企業に共有されている。中小企業庁が行った調査¹によれば、「中小企業の会計」を自社に活用する意義として、「財務状況を把握するため、今後活用したい」と考える中小企業が64%、次いで「資金調達力を強化するため、今後の決算書の作成に活かしたい」と考える中小企業が30%、さらに、「取引先への信用力を強化するため、今後の決算書作成に活かしたい」と考える中小企業が23%となっている。

3. 「中小企業の会計」の策定の背景

中小企業を含む全ての会社は、商法に基づき計算書類を作成する義務がある。その作成方法は、「公正なる会計慣行を斟酌すべし」(商法第32条第2項)とされている。しかしながら、中小企業にとっての「公正なる会計慣行」とは何か十分に明確になっていないと指摘されてきた。近年、公開会社や会計監査人による監査を受ける企業を念頭に策定されている「企業会計基準」については高度化・明確化が図られているが、これがどのように中小企業に適用されるべきなのか不透明感があつた。一方、実際の中小企業の会計実務は、専ら税務を念頭に置いて行われてきたと言われており、この実務と商法の目的に鑑みて適正と考えられる計算書類のあり方の関係も十分明確ではなかった。そこで、中小企業が自らの経営実態をより正確に把握し、金融機関や取引先の信頼を確保する財務情報を発信する観点から、中小企業にとっての「公正なる会計慣行」を明らかにすることが喫緊の課題となった。このような背景の下、平成14年3月に、中小企業庁事業環境部長主催の「中小企業の会計に関する研究会」が

¹ 会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート(平成16年2月)

設置され、同年6月に同研究会の報告書が公表された。報告書では、商法特例法上の小会社（資本金の額が一億円以下の株式会社）を対象と想定した「中小企業の会計」を提案した。同報告書は、平成14年7月に開催された中小企業政策審議会企業制度部会に報告され、議論された。

4. 「中小企業の会計」の普及に向けた取組

その後、今日まで、「中小企業の会計」を普及、定着させ、中小企業の会計の質の向上を図っていくための取組みが、政府及び中小企業関連団体を始め、幅広い関係者の協力の下、行われている。

(1) 中小企業庁による取組

中小企業庁では、「中小企業の会計」に基づく会計処理が自社の経営判断や信用力の強化においてどのようなメリットをもたらすのかを項目ごとに平易に解説したパンフレット「中小企業の会計35問35答」¹を、平成15年9月に作成し、年間約45万部を、商工会議所・商工会、中小企業団体中央会等の中小企業関係団体や、税理士会、中小企業診断士等を通じて各企業に配布している。

(2) 中小企業大学校における取組

独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校においては、企業における人材育成をサポートする新たな取組みの一環として、平成16年8月より「中小企業の会計」等を題材にしたセミナーを開催している。この中小企業における会計に関する意識向上及び会計への取組みの重要性に関する普及啓発を目的とした「中小企業会計啓発・普及セミナー」は、全国の商工会議所、商工会・都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、各種工業会、商工組合中央金庫、信用金庫等で延べ235回開催し、8千人弱の受講者を集めている。また、同校においては、中小企業経営者及び中小企業支援担当者（都道府県や商工会議所等の経営指導員等）等を対象にした「財務・会計」に関する研修を行っている。この研修においても、前年度に引き続き、参考資料又は教材として上記のパンフレットを使用している。平成16年度においては、中小企業者向けの研修として「キャッシュフロー経営のための利益計画・資金計画」、「決算書の読み方」など52コース1,560名、中小企業支援担当者等向けにも同様に51コース1,679名の研修を、実施している。

(3) 中小企業関係団体における取組

¹ 平成16年7月に、中小企業政策審議会第9回企業制度部会（平成15年11月）において改訂された固定資産の減損会計に係る取扱いと財務分析に係る説明を追加した改訂版パンフレット「中小企業の会計38問38答改訂版」を作成、配布している。

（http://www.chusho.meti.go.jp/zeisei/kaikei38/kaikei_index.htm）参照

全国の商工会議所・商工会、中小企業団体中央会等においては、「中小企業の会計」に関し、経営者向けのセミナーや勉強会等が実施されている。また、創業塾（創業・起業予定者に対し、ビジネスプラン作成のポイント、税務・法務など創業等に必要実践的知識を習得できる講習会）においても、「中小企業の会計」に関するテーマを盛り込んだ講義が多数開催されている。その他、経営指導員、巡回指導員の巡回の際にパンフレットを配布し、また、商工会議所・商工会、中小企業団体中央会の窓口にはパンフレットを常備する等、「中小企業の会計」の普及に努めている。中小企業投資育成株式会社においても、16年度以降、パンフレットを活用したセミナー等を開催している。金融機関においては、平成15年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」¹に対応して、「財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組み」が着実に進められており²、財務諸表の質の向上に向けた中小企業の努力を後押しする効果が期待されている。

5. 「中小企業の会計」の普及に向けた取組の成果

こうした取組みの結果、「中小企業の会計」は着実に普及している。前述の中小企業庁の調査によれば、平成16年2月時点で「「中小企業の会計」について何らかのことを知っている」中小企業は約2割となっている。一方、「中小企業の会計」を全く知らない中小企業も7割に上っており、これらの中小企業への普及を如何に行っていくかが今後の課題となっている。

6. 今後の課題

一方、普及に伴い新たな課題も生じている。「中小企業の会計」の公表を踏まえ、これを金融機関による融資という具体的な利点に結びつけるため、会計専門家の間で様々な取組みが行われている。日本税理士会連合会では、平成14年12月に、税理士が求めに応じて計算書類の作成を行う際に規範とするものとして「中小会社会計基準」を策定した³。また、日本公認会計士協会は、平成15年6月に、適正な計算書類を作成するための会計基準について中小会社の特性を考慮して簡便法等を認めるものとして「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をまとめた⁴。「中小企業の会計」は、中小企業が計算書類を作成するに当たり準拠することが望ましい会計のあり方について、個別項目につき基本的な考え方を示したものであり、会計実務・運用に関する詳細な事項については立ち至っていない。中小企業の会計に関する研究会報告書においては、

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2.html> 参照

² 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムを整備した金融機関の数は、平成15年9月で地方銀行28行、第二地方銀行19行、信用金庫56金庫、信用組合9組合。平成16年9月には、地方銀行44行、第二地方銀行20行、信用金庫126金庫、信用組合24組合となっており、増加傾向にある。

³ <http://www.nichizeiren.or.jp/taxplayer/pdf/kijun.pdf> 参照

⁴ http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/001/001-20030602-01.pdf 参照

運用に係る詳細な事項については、現実の会計実務に精通した「専門家団体等による今後の検討の深化により、「中小企業の会計」について一層の充実が図られていくものと考えている」としている¹。日本税理士会連合会や日本公認会計士協会の取組みは、この報告書の趣旨を踏まえたものであるが、類似の規範が複数公表されることが、却って中小企業の間には混乱を招いているとの指摘がある。

また、今通常国会で審議が予定される「新会社法」においては、会計参与という新しい制度の導入が予定されている。同制度は、主に会計監査人が設置されていない中小会社に対し、会計専門家が取締役と共同して計算書類の作成を行うことにより、過度な負担を負うことなく、計算書類の信頼性を高めるものである。「中小企業の会計」は、この制度における計算書類の作成指針として活用されることにより、さらに普及定着するものと期待される。同制度が円滑に運用され、より多くの中小企業が会計参与の設置に関心を持つためには、会計参与が拠るべき指針ができる限り明確になることが重要である。

上記の、類似の規範が複数公表されることが中小企業の混乱を招いているという指摘や、「新会社法」における会計参与制度の導入を踏まえて、「中小企業の会計」のさらなる明確化が必要となっている。

7. 推進計画の目標

右肩上がりの経済が終焉した中、中小企業に対する金融が質・量ともに拡大するためには、借り手である中小企業の側で財務状況を開示する能力を高めていくことがますます重要となっている。中小企業金融環境が好転し、景況感にも明るさが戻りつつある今こそ、中小企業が会計の質を向上させる絶好の機会である。着実に浸透しつつある「中小企業の会計」を、より多くの中小企業が認知する、すなわち、少なくともそのような取組みが行われていることを知っている状況にするためには、さらなる普及・啓発が必要である。

本推進計画は、現在2割となっている中小企業による「中小企業の会計」の認知度を平成17年度からの3年間で5割に引き上げることを目標に掲げる。あらゆる機会を捉えてその普及を図るため、関係機関が取組事項を具体的な実施時期を含めて明らかにし、定期的に見直していくことにより、「中小企業の会計」のさらなる普及を目指すものである。

¹ 中小企業の会計に関する研究会報告書（平成14年6月）63頁に記載
（http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/download/020628kaikai_houkoku.pdf）参照

第1章 「中小企業の会計に関する指針」の策定

企業結合会計の導入など企業会計をめぐる議論の動向、新会社法制定に伴う会計参与等の新しい仕組みの導入、「中小企業の会計」の活用状況を踏まえつつ、見直しを行う。

1. 「中小企業の会計」の統合

現在の「中小企業の会計」、日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」及び日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」も包含する新たな「中小企業の会計に関する指針（仮称）」が策定され、これが中小企業をめぐる経済活動において広く参照されることが望ましい。

(1) 「中小企業の会計」の統合

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会は、共同で、現在の「中小企業の会計」、「中小会社会計基準」及び「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を統合する「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の策定を検討し、一般からの意見を募った上で、平成17年夏までに公表する。

金融庁、法務省及び中小企業庁は、「中小企業の会計に関する指針」が中小企業が商法上求められる公正なる会計慣行に沿うものとして適切であるか、中小企業の会計の質の向上のために有効であるかの観点から、検討に協力する。

(2) 政府系金融機関による「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の重要性の確認

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫は、「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の策定に当たり、必要に応じて意見を述べ、また、策定された「中小企業の会計に関する指針（仮称）」が、融資等の判断の際に有益な財務情報を提供するものであることを確認する¹。

(3) 中小企業関係団体による「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の重要性の確認

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会は、「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の策定に当たり、必要に応じて意見を述べ、また、策定された「中小企業の会計に関する指針（仮称）」が、

¹ 企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等については、経済団体連合会等関係団体が、当該基準に準拠若しくは判断の拠り所とする企業会計上の規範である旨の確認文書を公表している。

中小企業が資金調達の円滑化や取引先の拡大を図る上で俟すべき考え方であることを確認する。

2. 「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の将来の見直し

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会は、企業会計基準の改訂や、新会社法の施行に向けた政省令の見直しが行われる場合を始めとして、必要に応じ「中小企業の会計に関する指針（仮称）」の内容の見直しを検討する。

3. 国際会計基準における中小企業向け基準設定の検討への対応

中小企業庁は、国際企業会計基準審議会（International Accounting Standards Board; IASB）における中小企業向けの会計基準の策定に向けた検討の状況を踏まえつつ、我が国における検討の成果を積極的に紹介し、これと調和する形で国際的な議論が進められるよう努める。

第2章 「中小企業の会計」の普及・理解

「中小企業の会計」に拠る計算書類の作成が、財務状況の把握、金融機関等への情報提供、取引先への情報発信の道具として有用であることをあらゆる機会を捉えて広く紹介するとともに、その具体的内容の理解を促進する。

1. 「中小企業の会計」を紹介するパンフレットの配布を拡大する

より多くの中小企業が「中小企業の会計」に拠り計算書類を作成することの重要性を認識するためには、様々な場面で中小企業が「中小企業の会計」の存在を認識し、その内容に関心を持つような環境を整備することが重要である。

(1) 「中小企業の会計」の配布体制の拡充

平成17年度中に、以下の全ての機関・団体において、「中小企業の会計」の内容を紹介するパンフレットを配布する体制を整備する。

(箇所数は平成17年3月現在の数字)

行政機関等

中小企業庁・各経済産業局中小企業課	10ヶ所
中小企業基盤整備機構 本部及び支部、中小企業・ベンチャー総合支援センター、中小企業大学校全校	27ヶ所
都道府県等中小企業支援センター	59ヶ所

中小企業関係金融機関等

中小企業金融公庫 全営業部店	61ヶ所
国民生活金融公庫 全店舗	153ヶ所
商工組合中央金庫 全店舗	99ヶ所
全国信用保証協会連合会・信用保証協会全事務所	53ヶ所
中小企業投資育成株式会社	3ヶ所

中小企業関係団体等

日本商工会議所・各商工会議所	525ヶ所
全国商工会連合会・各商工会連合会・各商工会	2,772ヶ所
全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会	101ヶ所
全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会	48ヶ所

その他支援団体

日本税理士会連合会・各税理士会	16ヶ所
日本公認会計士協会・各支部	14ヶ所
中小企業診断協会・各支部	48ヶ所

計	3,989ヶ所
---	---------

(2) パンフレット内容の充実

中小企業庁は、パンフレットの中味についてもより中小企業経営者に有益なものとなるよう見直しを行う。具体的には、法人企業全体の主要財務指標平均値との比較を容易に行えるようにし、また、後述する主要関係機関による支援内容や金融機関による融資プログラムに関する情報が一覧できるようにする。

(3) 民間金融機関を通じた配布の促進

中小企業庁は、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会と協力しつつ、各協会加盟金融機関に「中小企業の会計」のパンフレットを配布する。また、各金融機関からの要望に応じて、「中小企業の会計」のパンフレットを配布する取組みを支援する。

(4) ウェブサイトを通じた効率的な配布体制の整備

上記の各機関・団体を通じた配布及び個別の中小企業への配布を円滑に行うため、中小企業庁は、平成17年度初めまでにウェブサイトを通じて「中小企業の会計」に関するパンフレットの希望を受け付けるシステムを整備する。

(5) ウェブサイト等を通じた配布場所の紹介

中小企業庁は、中小企業が速やかに「中小企業の会計」に関するパンフレットを入手できるよう、配布している上記機関の場所等につきウェブサイト等を通じて一元的に紹介する。

2. 中小企業を対象にしたセミナーの拡充

中小企業が適切な計算書類を作成することの意義・利点を理解し、実際に計算書類の作成に着手するよう促すためには、単にパンフレットを配布したり、「中小企業の会計」の存在を紹介するのみならず、その内容について詳しく説明することが必要である。このため、特に経営革新など経営状況の改善に取り組もうとする中小企業が集まる場面を捉えて、「中小企業の会計」について説明する取組を拡充することが重要である。

(1) セミナー等における「中小企業の会計」の説明の拡充

中小企業の経営者や財務担当者が「中小企業の会計」の重要性を認識し、その内容を理解するため、以下の機関・団体におけるセミナーにおいて、「中小企業の会計」に関する説明を行う。

行政機関等

中小企業基盤整備機構	「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座）」において、「中小企業の会計」に関する説明を行う。
中小企業・ベンチャー総合支援センター	経営革新セミナー及び創業セミナーにおいて「中小企業の会計」に関する説明を行う。
中小企業大学校	「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座・アドバンス版）」において「中小企業の会計」に関する説明を行う。
都道府県等中小企業支援センター	中小企業基盤整備機構と協力し、「中小企業の会計」に関する「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座）」を開催する。

中小企業関係金融機関等

中小企業金融公庫	セミナー等において、「中小企業の会計」の説明を行う。
国民生活金融公庫	セミナー等において、「中小企業の会計」の説明を行う。
商工組合中央金庫	中小企業基盤整備機構と協力し、「中小企業の会計」に関する「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座）」を開催する。
中小企業投資育成株式会社	セミナー等において「中小企業の会計」の説明を行う。

中小企業関係団体等

日本商工会議所・商工会議所	中小企業基盤整備機構と協力
---------------	---------------

	し、「中小企業の会計」に関する「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座）」を開催する。
全国商工会連合会・都道府県商工会連合会・商工会	中小企業基盤整備機構と協力し、「中小企業の会計」に関する「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座）」を開催する。
全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会	中小企業基盤整備機構と協力し、「中小企業の会計」に関する「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座）」を開催する。また、会員団体を対象とした講習会等において「中小企業の会計」に関する説明を行う。
全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会	中小企業基盤整備機構と協力し、「中小企業の会計」に関する「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座）」を開催する。

その他支援団体

日本税理士会連合会	上記の各種セミナーに講師を派遣する。
日本公認会計士協会	上記の各種セミナーに講師を派遣する。
中小企業診断協会	上記の各種セミナーに講師を派遣する。

(2) 中小企業基盤整備機構における研修実施の支援

中小企業基盤整備機構は、上記の取組みを支援するため、「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座～経営力を強化するための会計～）」について、日本商工会議所・商工会議所、全国商工会連合会・都道府県商工会連合会・商工会、全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会・傘下の振興組合、財団法人全国中小企業情報化促進センター、政府系金融機関、民間金融機関、各種公益法人・工業会等と連携し、平成17年度中に延べ400回程度（受講者目標2万人）開催する。

(3) 中小企業大学校における中小企業向け研修等の拡充

中小企業大学校は、平成17年度において、中小企業経営者及び中小企業支援担当者（都道府県や商工会議所等の経営指導員等）等を対象にした「財務・会計」に関する研修を開催する。また、中小企業者向けの研修として「キャッシュフロー経営のための利益計画・資金計画」、「決算書の読み方」など約80コース程度を計画し、平成18年度以降についても同様に「財務・会計」に関する研修を実施する。

(4) 中小企業大学校における支援者向け講座の新設

中小企業大学校は、平成17年度から、公認会計士・税理士・中小企業診断士等、中小企業に経営・財務の助言を行う者に対し、中小企業の経営者・財務担当者にわかりやすく、効果的に助言を行うための技能を向上するための財務管理サービス人材育成講座を開設する。

(5) 中小企業関係機関における相談・指導事業に際しての普及の徹底

各中小企業・ベンチャー総合支援センター、各都道府県等中小企業支援センター、各商工会議所、各商工会、各中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会及び中小企業再生支援協議会は、上記のセミナーの他、個々の中小企業、中小企業団体を対象とした相談・指導事業においても、要望に応じて「中小企業の会計」の説明を行う体制を平成17年度中に整備する。

(6) 情報の一元的提供

中小企業庁は、平成17年度中に、(1)～(5)の研修・講座の開催予定について、ウェブサイト等を通じて一元的に情報提供を行う環境を整備する。

3. 中小企業を対象にした支援策における普及

中小企業に対する支援策を講ずる機会を捉えて「中小企業の会計」を紹介することは、支援の対象となる中小企業が自らの財務状態をよりの確に把握して経営の改善に取り組むことにつながるため、支援策の効果を増大させる効果も期待できる。このため、特に支援の対象となる中小企業に着目して「中小企業の会計」の存在を紹介し、その実践に取り組むよう促すことが重要である。

(1) 中小企業庁による支援策における普及

中小企業庁及び各経済産業局は、平成17年度以降、スタートアップ支援事業（実用化研究開発事業）、地域新規産業創造技術開発費補助事業及び地場産

業等活力強化事業費補助事業の交付事業者に対し、「中小企業の会計」に拠る財務諸表を作成するよう促す。

(2) 各都道府県による支援策における普及

中小企業庁及び各経済産業局は、平成17年度以降、各都道府県が、小規模企業設備資金貸付制度利用者、経営革新計画申請事業者及び地域産業集積活性化法の進出計画事業者に対し「中小企業の会計」に拠る財務諸表作成を促すよう指導体制を整備する。また、中小企業庁及び各経済産業局は、平成17年度以降、各都道府県独自の支援策においても「中小企業の会計」の普及が行われるよう各都道府県に促す。

(3) 中小企業基盤整備機構による高度化事業貸付等に際しての普及

中小企業基盤整備機構は、平成17年度以降、高度化事業貸付における都道府県の診断・助言において「中小企業の会計」に沿った財務諸表作成を促進するよう促すこととする。また、スタートアップ支援事業(事業化支援事業)の助成金交付事業者に対し、「中小企業の会計」に拠る財務諸表作成を促進する。

(4) 商工会議所・商工会による支援に際しての普及

各商工会議所・商工会は、セミナー等の開催を通じ、中小企業が「中小企業の会計」に沿った財務諸表を作成することの重要性を説明する。

(5) 中小企業団体中央会による支援に際しての普及

各中小企業団体中央会は、組合組織を活用した中小企業向け経理事務代行サービスを通じ、中小企業が「中小企業の会計」に拠る財務諸表を作成することの重要性を説明する。

(6) 中小企業再生支援協議会における支援に際しての普及

各都道府県等中小企業支援センター、商工会議所・商工会は、中小企業再生支援協議会における支援において、中小企業が「中小企業の会計」に拠る財務諸表を作成することの重要性を説明する。

4. 関係機関・団体における支援者研修の充実

中小企業に対して上記のような様々な場面で「中小企業の会計」の説明を行っていく上では、説明する側である支援者がその内容と効果を適切に理解することが重要である。また、「中小企業の会計」について分かりやすく中小企業に

説明できる支援者を増やすことが、「中小企業の会計」の裾野を拡大するために重要である。

(1) 中小企業関係機関における担当者研修の強化

中小企業からの要望に応じて「中小企業の会計」の重要性やその内容を説明できるよう、以下の中小企業関係の機関・団体において、平成17年度以降も必要に応じて担当者・職員の研修を強化する。

行政機関等

都道府県当中小企業支援センター	担当職員を対象とする研修を実施する。
-----------------	--------------------

中小企業関係金融機関等

中小企業金融公庫	担当職員を対象とする研修を実施する。
国民生活金融公庫	担当職員を対象とする研修を実施する。
商工組合中央金庫	担当職員を対象とする研修を実施する。
全国信用保証協会連合会	全信用保証協会の実務担当責任者を対象とする説明会等を実施する。
中小企業投資育成株式会社	担当職員を対象とする研修を実施する。

中小企業関係団体等

日本商工会議所・各商工会議所	指導員・担当職員を対象とする研修カリキュラム及びインターネットを活用した「WEB研修」の「財務」科目に盛り込む。
全国商工会連合会・各商工会連合会・各商工会	指導員・担当職員を対象とする研修を実施する。
全国中小企業団体中央会	指導員・担当職員を対象とする研修を実施する。
全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会	商店街指導員・商店街担当職員等を対象とする研修を実施する。

その他支援団体

日本税理士会連合会	会員を対象とする研修を実施する。
日本公認会計士協会	会員を対象とする研修を実施する (財務管理サービス人材育成セミナー)

	一等)。
中小企業診断協会	会員を対象とする研修を実施する (財務管理サービス人材育成セミナー 一等)。

(2) 中小企業基盤整備機構における研修実施の支援

中小企業基盤整備機構は、上記の取組みを支援するため、「中小企業の会計」について説明する講師を中小企業関連団体等に派遣する「中小企業会計普及・啓発セミナー（経営者のための実践講座～経営力を強化するための会計～）」事業を平成17年度以降も実施する。

(3) 情報の一元的提供

中小企業庁は、平成17年度中に、上記のセミナーの開催予定について、ウェブサイト等を通じて一元的に情報提供を行う環境を整備する。

(4) 「中小企業の会計」に関するアンケート調査の実施

中小企業庁は、平成16年度に引き続き、平成17年以降も、中小企業等に対し、「中小企業の会計」についての認知の状況、活用のあり方、要望に対する支援についてアンケート調査を行い、公表する¹。

¹平成16年は、中小企業約5,000社に対しアンケート調査を行い、「中小企業の会計」に対する認知度等について調査した

(http://www.chusho.meti.go.jp/zeisei/161101kaikei_kekka.html)。平成17年も約5,500社に対してアンケート調査を行っているところ(平成17年4月集計予定)。また、日本税理士会連合会の協力を得て、中小企業の会計処理・財務情報開示について税理士の考え方・意見を聴取している(同年5月集計予定)。

第3章「中小企業の会計」の作成

中小企業が「中小企業の会計」に拠る計算書類を容易に作成できるよう支援体制を整備する。

1. 「中小企業の会計」に沿った計算書類の作成支援

(1) 税理士による支援の強化

日本税理士会連合会は、税理士が中小企業から計算書類の作成を依頼された場合には、「中小企業の会計」に基づいて作成するよう指導する。また、各中小企業関係団体の実施する相談・指導事業において、税理士の派遣要請があった場合には、各税理士会はこれに協力する。

(2) 公認会計士による支援の強化

日本公認会計士協会は、中小企業から計算書類の作成を依頼された場合には、「中小企業の会計」に基づいて作成するよう会員を指導する。また、各中小企業団体からの依頼に応じて公認会計士を派遣できるよう、会計士協会及び各支部において会員を紹介する体制を整える。

(3) 中小企業診断士による支援の強化

中小企業診断協会は、「中小企業の会計」に沿って計算書類を作成しようとする中小企業の要望に応じて、「中小企業の会計」に基づいた経営指導を行うよう会員に要請する。また、各中小企業団体からの依頼に応じて中小企業診断士を派遣できるよう、中小企業診断協会において会員を紹介する体制を整える。

2. 中小企業関係者を対象にした相談・助言

(1) 商工会議所・商工会

各商工会議所及び商工会は、「中小企業の会計」に沿って財務諸表を作成しようとする中小企業の相談に応じ、適切な助言を行う。

(2) 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会

全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会は、各組合に対する巡回指導等において財務諸表の作成指導を行う。また、「中小企業の会計」を傘下中小企業に普及しようとする組合等を支援する体制を整備する。

(3) 全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会

全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会は、各組合に対する相談事業、巡回指導において財務諸表の作成指導を行う。

第4章 「中小企業の会計」の活用

「中小企業の会計」に沿った計算書類が、金融機関の融資等に当たっての情報提供、取引先への情報発信の道具として積極的に活用されるよう、金融機関等における体制の整備を進める。

1. 政府系金融機関における活用促進

(1) 中小企業金融公庫による取組

中小企業金融公庫は、平成17年度、「中小企業の会計」に沿った計算書類を提出した中小企業に対し、帳簿実査の簡略化等により審査時間の短縮化に努める。また、貸付条件の面で優遇するプログラムの整備を検討する。

(2) 国民生活金融公庫による取組

国民生活金融公庫は、平成17年度、「中小企業の会計」に沿った計算書類を提出した中小企業に対し、審査期間の短縮に努める。

(3) 商工組合中央金庫による取組

商工組合中央金庫は、平成17年2月に創設した「中小企業の会計」に沿った計算書類を作成した中小企業(日本税理士会連合会策定のチェック・リスト)を対象とした審査期間や金利を優遇する原則無担保の融資プログラムについて、平成17年度以降も関係団体(商工会議所、中小企業団体中央会等)と連携して広く中小企業者の利用を促進する。

2. 信用補完制度における活用促進

信用保証協会は、平成17年度、「中小企業の会計」に沿った計算書類を提出した中小企業に対し、審査期間の短縮に努める。また、当該中小企業者に対する料率等の面で優遇するプログラムの整備について、平成17年度中に検討を行う¹。

3. 民間金融機関における活用促進

¹ 埼玉県信用保証協会では、平成15年12月より、地元金融機関と提携し、日本税理士会連合会制定の「中小企業会計基準適用に関するチェック・リスト」を提出した中小企業に対し、貸出金利や事務取扱手数料を優遇する原則無担保の融資プログラムを取り扱っている。また千葉県信用保証協会でも、同様に貸出金利等を優遇するプログラムを平成16年10月より取り扱っている。

民間金融機関は、金融庁の「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を踏まえつつ¹、自主的な経営判断により、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対し金利や担保・保証等の面で優遇を行う等の特別の融資プログラムの整備・拡充に引き続き取り組む。

4．パンフレット・ウェブサイト等による情報の一元的提供

中小企業庁は、「中小企業の会計」の内容を紹介するパンフレットやウェブサイトにおいて、上記金融機関の取組等を一元的に紹介する²。

5．データベースの構築と活用

有限責任中間法人CRD協会は、会員である信用保証協会、政府系金融機関、民間金融機関等の協力を得つつ、平成17年度中に、「中小企業の会計」に沿って企業が作成した計算書類に基づき提供されたデータを分類して蓄積するシステムの整備を検討する。

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050329-4/01.pdf> 参照

² 「中小企業の会計」に沿った計算書類を作成した中小企業に対する特別な融資プログラムを整備している金融機関等の紹介、財務診断システムを公開している各機関等の紹介を予定。10 ページ第2章1.(2)参照。